

# 千代川地域森林計画書（第2回変更）

（千代川森林計画区）

樹立年月日	平成28年12月26日
変更年月日(第1回)	平成30年 3月28日
変更年月日(第2回)	平成30年12月28日

計画期間	自	平成29年	4月	1日
	至	平成39年	3月	31日

鳥 取 県

## 地域森林計画の変更について

### 1 変更の根拠

森林法第5条第5項の規定による地域の情勢の変化によるもの

### 2 変更の要旨

記載事項の変更

「Ⅰの3 計画樹立に当たっての基本的な考え方」

「Ⅱの第1 計画の対象とする森林の区域」

地域森林計画対象森林の増減の事由：林地開発の完了、区域の修正

変更に係る森林の所在・面積

所在：鳥取市国府町高江（面積：△2.88ha）

「Ⅱの第3の6（1） 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針」

「Ⅱの第6の1 間伐立木材積その他の伐採立木材積」

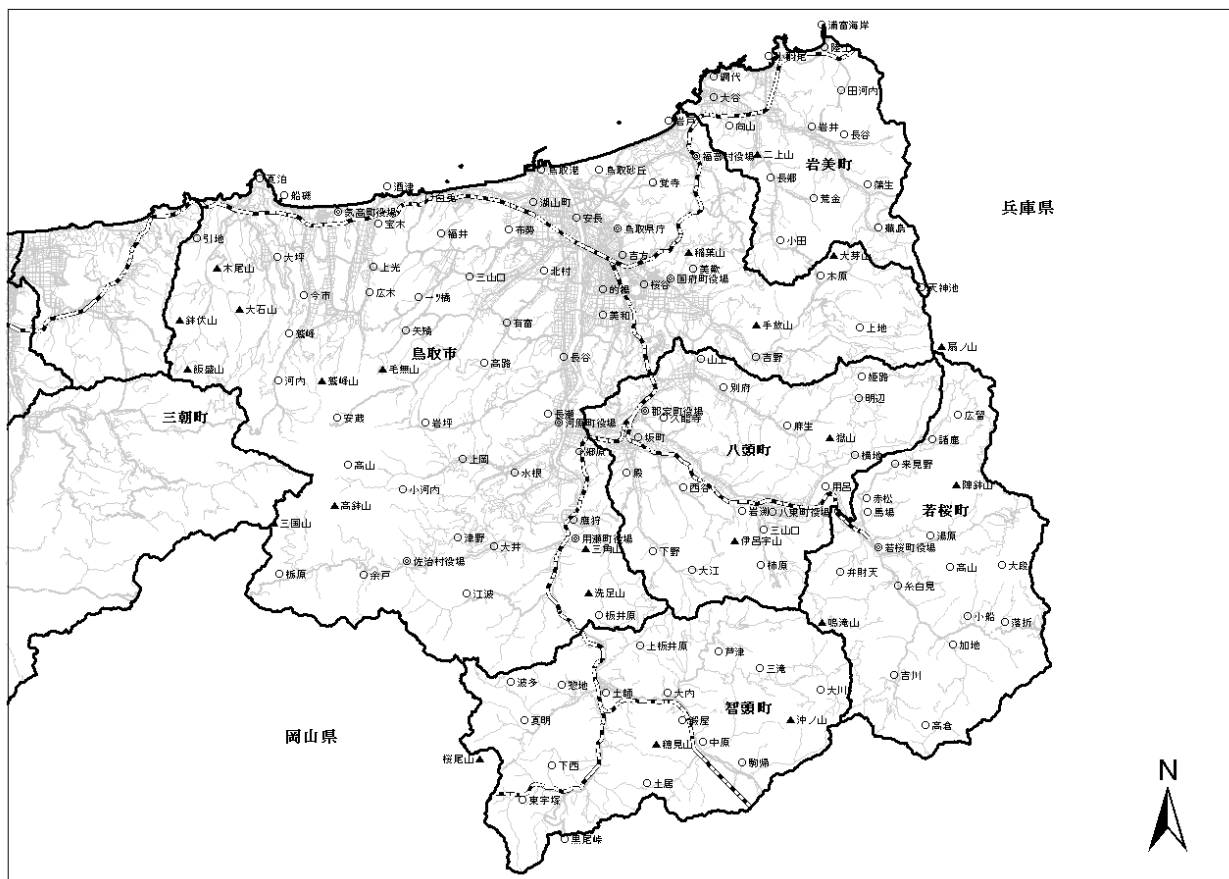
「Ⅱの第6の4 林道の開設及び拡張に関する計画」

# 目次

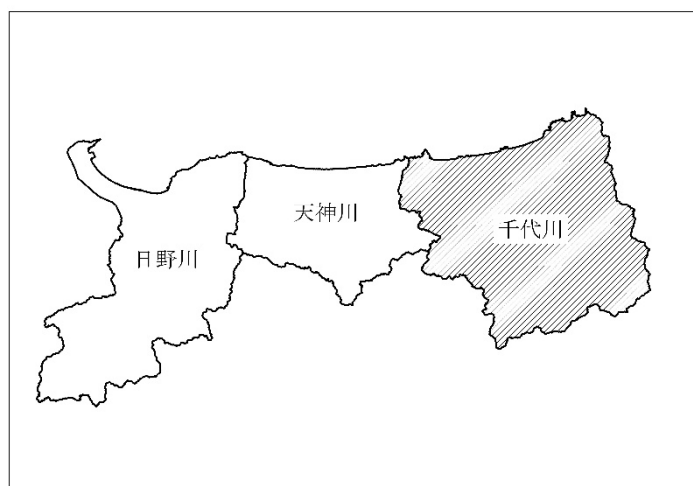
千代川森林計画区概況図	1
森林計画制度の体系図	2
I 計画の大綱	3
1 森林計画区の概況	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	3
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	3
II 計画事項	4
第1 計画の対象とする森林の区域	4
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1) 森林の整備及び保全の目標	4
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	4
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2 その他必要な事項	4
第3 森林の整備に関する事項	5
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	5
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
2 造林に関する事項	5
(1) 人工造林に関する指針	5
(2) 天然更新に関する指針	5
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
(4) その他必要な事項	5
3 間伐及び保育に関する事項	5
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	6
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	6
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	6
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	6
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	6
(6) その他必要な事項	6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	6
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	6

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	6
(5) その他必要な事項	6
7 その他必要な事項	7
第4 森林の保全に関する事項	7
1 森林の土地の保全に関する事項	7
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	7
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
(4) その他必要な事項	7
2 保安施設に関する事項	7
(1) 保安林の整備に関する方針	7
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	7
(3) 治山事業の実施に関する方針	7
(4) 特定保安林の整備に関する事項	7
(5) その他必要な事項	7
3 鳥獣害の防止に関する事項	7
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	7
(2) その他必要な事項	7
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	7
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	7
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	7
(3) 林野火災の予防の方針	8
(4) その他必要な事項	8
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	8
(1) 保健機能森林の区域の基準	8
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	8
第6 計画量等	8
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	8
2 間伐面積	8
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	8
4 林道の開設及び拡張に関する計画	8
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	8
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	8
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	9
(3) 実施すべき治山事業の数量	9
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	9
第7 その他必要な事項	9
1 保安林その他制限林の施業方法	9
2 その他必要な事項	9

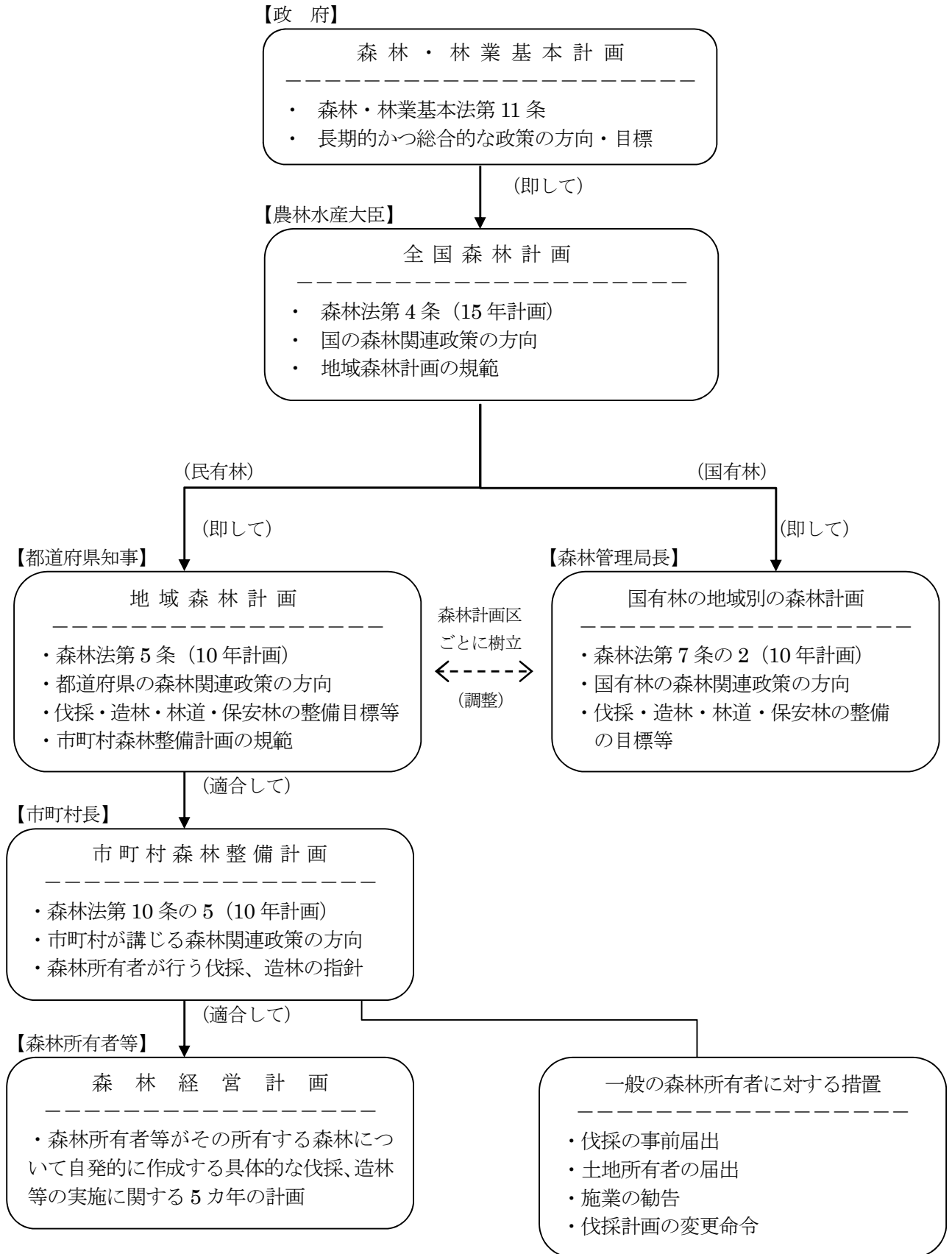
# 千代川森林計画区概況図



凡例	
鉄道	
一般道 (5.5m以上13.0m未満)	
一般道 (3.0m以上5.5m未満)	
市町村界	
役場所在地等	
山岳	
主要大字	



# 森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、木材を安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

しかし、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞から、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる。また、林業は他産業と比較して厳しい労働条件におかれた産業であり、定着率も低位である。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、自然災害の発生や渇水等を防ぐための水源涵（かん）養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、森林セラピーや森のようちえんへの活用など、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。また、森林環境の保全や森林を守り育てる意識を醸成する費用等に充てる「森林環境保全税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始された。

さらに、平成31年度から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心とした適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、新たな森林経営管理制度が始まる。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた

### (1) 「森が生きる」（森を守り育てていく）

- ・ 森林所有者の施業意欲を高めるため、計画的・加速的に作業道を整備しつつ、利用間伐の推進による収益を確保し、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。また、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進めるため、森林組合等林業事業者への経営の集約化を図る。さらに、高密度路網による車両系システムだけでなく、急峻な地形における安全かつ効率的な集材システムの確立に向けて、オーストリア式架線集材システムの導入を図る。
- ・ 森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進。
- ・ 利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。
- ・ 地球温暖化対策のための取組である「カーボン・オフセット」を活用し、県内林業の活性化と森林の整備・保全の一層の促進を図る。

### (2) 「木が生きる」（木を使って地域を元気にする）

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (3) 「人が生きる」（森を舞台に人が育つ）

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

## Ⅱ 計 画 事 項

### 第 1 計画の対象とする森林の区域

(単位 : 面積 ha)

総 数		104,789.82	<p>1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。</p> <p>2 地域森林計画の対象とする森林            (1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可            (2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出            (3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所            鳥取県農林水産部森林・林業振興局            鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課</p> <p>4 地域森林計画の対象に含めない森林            (1) 近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林            (孤立し、かつ 0.3 ヘクタール以下の森林)            (2) 都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって当該市街化区域又は用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林            (3) 国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に供される森林又は森林法第 10 条の 2 の規定に基づく林地開発許可(連絡調整を含む)を受け、完了確認が終了した森林</p>
市 町 村 別 内 訳	鳥 取 市	48,436.50	
	岩 美 町	9,481.02	
	八 頭 町	15,741.21	
	若 桜 町	13,793.90	
	智 頭 町	17,337.19	

※面積は森林簿の集計による。

### 第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

平成 28 年 1 月 26 日樹立の地域森林計画のとおり

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

平成 28 年 1 月 26 日樹立の地域森林計画のとおり

##### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

平成 28 年 1 月 26 日樹立の地域森林計画のとおり

#### 2 その他必要な事項

該当なし



### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (3) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### 2 造林に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (1) 人工造林に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (2) 天然更新に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (4) その他必要な事項

該当なし

#### 3 間伐及び保育に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (3) その他必要な事項

該当なし

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

##### (3) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

### (6) その他必要な事項

該当なし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理することにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

#### イ 森林施業の共同化に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### (5) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

## 7 その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (4) その他必要な事項

該当なし

### 2 保安施設に関する事項

#### (1) 保安林の整備に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (3) 治山事業の実施に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (5) その他必要な事項

該当なし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (2) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**(3) 林野火災の予防の方針**

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**(4) その他必要な事項**

該当無し

**第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**(1) 保健機能森林の区域の基準**

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**(2) その他保健機能森林の整備に関する事項**

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**第6 計画量等**

**1 間伐立木材積その他の伐採立木材積**

(単位：1,000m<sup>3</sup>)

区分	総 数			主 伐			間 伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	2,875	2,782	93	1,432	1,339	93	1,443	1,443	-	
前半5ヵ年の 計画量	1,374	1,331	43	648	605	43	726	726	-	
市 町 村	鳥取市	1,288	1,242	46	573	527	46	715	715	-
	岩美町	142	126	16	55	39	16	87	87	-
	八頭町	490	476	14	215	201	14	275	275	-
	若桜町	440	429	11	240	229	11	200	200	-
	智頭町	515	509	6	349	343	6	166	166	-

**2 間伐面積**

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**3 人工造林及び天然更新別の造林面積**

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**4 林道の開設及び拡張に関する計画**

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	-	箇所数	利用区 域面積(ha)	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張	改良		智頭町	穂見山	500m	-	1箇所	918ha	○	(その他) 幹線
拡張	舗装		智頭町	穂見山	(1,000m) 3,000m	-	1箇所	918ha	○	(その他) 幹線

※( )は変更前  
上記以外は平成30年3月28日樹立の地域森林計画のとおり

**5 保安林の整備及び治山事業に関する計画**

**(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等**

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等  
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等**  
該当なし

**(3) 実施すべき治山事業の数量**  
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期**  
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**第7 その他必要な事項**

**1 保安林その他制限林の施業方法**  
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

**2 その他必要な事項**  
該当なし